

- 非行少年総数は313人で、前年より17人増加
- 学職別では主として中学生、高校生が増加、小学生、有職少年が減少
- 刑法犯は窃盗犯、特別法犯は児童ポルノ法違反が最多

報告事項

## 1 少年非行の状況

(表1) 検挙・補導状況

区分	年次	R3	R4	R5	R6	R7	増減数
総数(人)		194	227	281	296	313	17
犯罪少年		158	162	202	221	245	24
刑法犯		102	120	173	183	214	31
特別法犯		56	42	29	38	31	▲7
触法少年		36	65	78	75	68	▲7
刑法犯		35	61	64	73	64	▲9
特別法犯		1	4	14	2	4	2
ぐ犯少年		0	0	1	0	0	0

(表2) 学職別

区分	年次	R3	R4	R5	R6	R7	増減数
総数(人)		194	227	281	296	313	17
未就学児童		0	0	0	0	0	0
小学生		16	32	27	42	28	▲14
中学生		50	65	91	71	94	23
高校生		59	66	74	72	93	21
その他の学生		7	9	10	15	19	4
有職少年		49	40	57	71	55	▲16
無職少年		13	15	22	25	24	▲1

※ 犯罪少年 罪を犯した少年

触法少年 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年 ぐ犯事由があつて、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

※ その他の学生 大学生、専修学校生等

(表3) 罪種別(刑法犯)

区分	年次	R3	R4	R5	R6	R7	増減数
刑法犯(人)		137	181	237	257	278	21
凶悪犯		1	3	5	7	10	3
粗暴犯		35	53	68	68	65	▲3
窃盗犯		68	75	113	118	125	7
知能犯		6	8	9	8	12	4
風俗犯		7	8	8	15	18	3
その他		20	34	30	41	48	7

※ ぐ犯罪少年を含まない。

(表4) 罪種別(特別法犯)

区分	年次	R3	R4	R5	R6	R7	増減数
特別法犯(人)		57	46	43	40	35	▲5
軽犯罪法		10	16	16	7	8	1
迷防条例		7	6	2	3	0	▲3
育成条例		6	1	1	7	3	▲4
児童買春・児童ポルノ法		15	5	11	8	11	3
麻薬取締法 (R3～R5は大麻法)		10	12	9	10	6	▲4
その他		9	6	4	5	7	2

※ ぐ犯罪少年を含まない。その他(R7)は覚醒剤取締法2件等

## 2 当面の対策

- (1) 少年の規範意識の向上を目的としたかがわマナーアップリーダーズ活動等
- (2) チャイルドケア教室等の開催による少年を取り巻く有害環境の浄化
- (3) ボランティアと連携した立ち直り支援活動
- (4) 学校等との連携の強化

**報告事項**

**令和7年中の死体取扱状況について報告する。**

**1 死体取扱状況（交通関係を除く。）**

区分	取扱 総数	検視官臨場状況		死体解剖状況				
		臨場数	臨場率 (%)	司法解剖		調査法 解剖	解剖 総数	解剖率 (%)
				解剖数	解剖率 (%)			
R6年中	1,784	1,206	67.6	102	5.7	15	117	6.6
R7年中	1,660	1,359	81.9	111	6.7	17	128	7.7
前年比	-124	+153	+14.3	+9	+1.0	+2	+11	+1.1

- 令和7年中の死体取扱総数は1,660体で、前年(1,784体)と比較し124体減少
- 検視官の臨場数は1,359体で、前年(1,206体)と比較し153体増加  
死体取扱総数に占める割合(臨場率)は81.9%で、前年(67.6%)と比較し14.3ポイント増加
- 司法解剖数は111体で、前年(102体)と比較し9体増加  
「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(平成24年法律第34号)に基づく解剖(調査法解剖)数は17体で、前年(15体)と比較し2体増加  
解剖総数は128体で、前年(117体)と比較し11体増加  
死体取扱総数に占める割合(解剖率)は7.7%で、前年(6.6%)と比較し1.1ポイント増加

**2 全国の死体取扱状況 (R7暫定値)**

- 死体取扱総数 20万4,563体 (前年比+379体)
- 検視官の臨場率 82.7% (前年比+0.2ポイント)
- 死体解剖総数 2万282体 (前年比+236体)
- 解剖率 9.9% (前年比+0.1ポイント)

公安委員会 説明資料 No. 3	指定自動車教習所に対する監督命令について	令和8年2月12日 交通部
---------------------	----------------------	------------------

**報告事項**

**不適正な教習を実施した指定自動車教習所に対し、道路交通法の規定に基づく監督命令を実施し、その後再発防止策の履行を確認した。**

**1 不利益処分の名宛人**

教習所名 A自動車学校  
設置者 甲男  
管理者 乙男

**2 不利益処分の内容等**

(1) 不利益処分の内容

監督命令

- ア 業務管理の徹底及び責任の所在の明確化
- イ 再発防止策の策定報告

(2) 根拠規定

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の7第2項

(3) 処分年月日

令和7年12月3日

(4) 処分理由

令和7年10月1日、普通自動車（AT限定免許）に係る技能（路上）教習において、逸走の動物と衝突する物件交通事故を起こしたにも関わらず、事故の報告義務を怠り、路上教習を継続したことによる。

**3 弁明機会の付与**

不利益処分の名宛人に対して弁明の機会を付与したところ、原因となる不適正事案を認め、処分に対する異議はなく、再発防止に努めるとの弁明書が提出された。

**4 指定自動車教習所による再発防止策**

- (1) 再発防止に向けた注意喚起及び検討会を実施
- (2) 管理者作成の資料「交通事故発生時における職員の対応」を全職員に配付、職員控室及び事務室に掲示
- (3) 送迎車を含む全車両に「どんな事故でも110番！」と印刷したステッカーをダッシュボードに掲示

**5 県警察としての再発防止策**

- (1) 県下17指定自動車教習所に対し注意喚起文書を発出（10月17日付）
- (2) 管理者対象の管理者会議（12月17日開催）において指導
- (3) 当該自動車学校に対して随時検査（無通告の立入調査）を実施（1月29日）し、再発防止策の履行状況を確認